

新型コロナウイルスの影響にかかる取扱Q & A

1. 貿易一般保険における取扱

<現在、保険期間中のご契約の場合>

Q 1. 新型コロナウイルスの蔓延によって、船積みができなくなりました。貿易一般保険のカバーの対象となりますか。

新型コロナウイルスの蔓延により、仕向地における輸入制限（約款第4条第2号・非常事由）や輸送の途絶（約款第4条第8号二・非常事由）といった事態が生じていればカバーの対象となります。

Q 2-1. 新型コロナウイルスの蔓延によって、バイヤーからの支払が受けられなくなりました。貿易一般保険のカバーの対象となりますか。

3か月以上の支払遅延があればカバーの対象となります（約款第4条第14号・信用事由）。（非常危険及び信用危険カバーの場合）

Q 2-2. バイヤーから支払を受けられなくなったのは新型コロナウイルスの蔓延が原因なので「自然現象による災害」（約款第4条第8号ロ・非常事由）にあたるのではないのですか。

バイヤーから支払を受けられなくなった直接の原因は新型コロナウイルスの蔓延の他にあることが一般的には想定されますが（信用事由）、例えば、新型コロナウイルスの蔓延がきっかけとなって金融決済システムの停止や外貨送金停止があれば、為替取引の制限（約款第4条第1号・非常事由）に該当するものとしてカバーされます。

Q 3. 保険契約上で予め増加費用をてん補している場合で、新型コロナウイルス感染症の影響で港が封鎖されるなどして滞船費用等が発生した場合、非常事由による増加費用の事故としてカバーの対象となりますか。

カバーの対象となります（約款第4条第2号又は第8号ロ・非常事由）。滞船費用等につき、取引先と費用負担交渉を行っていただき、交渉の結果、被保険者が負担せざるを得なくなった費用について保険金請求を行うことが可能です。なお、被保険者が費用を負担することが決定した時点で保険事故が確定します。

Q4. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、取引先と協議した結果、契約をキャンセルすることで両者合意しました。貿易一般保険のカバーの対象となりますか。

双方の合意により契約を解除した場合には、保険事故となりません。一方、合意なく相手方から一方的に契約破棄された場合には、船積みや特約の有無によって保険でカバーされるケースもございますので、個別にご相談ください。

<これから保険申込をご検討される場合>

Q5. これから貿易一般保険（非常危険及び信用危険カバーの場合）を申し込んでも、新型コロナウイルスの蔓延による損害はカバーされますか。

カバーの対象となります（カバー範囲はQ1～4に同じ）。ただし、保険契約の締結の日時点ですでに発生している事由による損失は、お支払いの対象外となります。具体的には、金融決済システムの停止や外貨送金停止などがすでに発生している場合はそれを理由とする代金回収不能はカバーされません。また、新型コロナウイルスの蔓延により仕向地においてすでに輸入の制限や輸送の途絶といった事態が生じていれば、それを理由とする船積不能はカバーされません。

2. 海外投資保険における取扱

<現在、保険期間中のご契約の場合>

Q1. 新型コロナウイルスの蔓延により、投資先国政府から企業活動の自粛要請が発出されて、投資先の事業活動が全面的に停止しています。海外投資保険のカバーの対象になりますか。

海外投資保険では、新型コロナウイルスの蔓延により、投資先に事業不能等（注1、本ケースでは1か月以上の事業の休止）が生じたことによる損失は、カバーの対象となります（約款第2条第3号）。

お問い合わせのケースのように、新型コロナウイルスの蔓延を理由とする投資先国政府や公的機関（地方自治体含む）からの事業停止命令または自粛要請によって、1か月以上の事業の休止が生じたことにより発生した損失はカバーの対象となります。

（注1）

海外投資（株式等）保険約款における「事業不能等」とは次のイからニまでのいずれかに該当する事由が生じたことをいいます。

- イ 事業の継続の不能
- ロ 破産手続開始の決定その他これに準ずる事由
- ハ 銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。）
- ニ 1か月以上の事業の休止

Q2. 新型コロナウイルスの蔓延により、仕入れ先の工場が操業停止となったことを受けて、投資先の事業が1か月以上停止しています。海外投資保険のカバーの対象となりますか。

投資先が新型コロナウイルスの蔓延の影響を直接受けていなくても、部品や資材の仕入れ先または販売先が、新型コロナウイルスの蔓延により事業停止等の状況にあり、その影響を受けて投資先が1か月以上の事業休止となった場合等、投資先のサプライチェーンの毀損に起因する損失もカバーの対象となります。

なお、いずれの場合も、1か月以上の事業の休止が新型コロナウイルスの蔓延によるものかどうかという相当因果関係の確認が必要になります。

Q3. 新型コロナウイルスの蔓延により、投資先工場の操業が一部停止しています。現在もその他の部分は事業を継続しているものの、投資先の事業全体としては業務遂行が困難な状況にあります。このように投資先の事業の一部が休止した場合にも「事業の休止」にあたりますか。

お問い合わせのケースは海外投資保険における「事業の休止」にはあたりません。投資先での事業全体が停止していることが「事業の休止」の条件となります。一部事業の休止や工場稼働率の低下等に起因する損失はカバーの対象とならないためご注意ください。

なお、「事業全体が停止している」という状況については、投資先の事業内容により判断が異なりますので個別にご相談下さい。

Q 4. 新型コロナウイルスの蔓延により事業の休止状態であったところに、さらに地震が発生して事業の休止状態が継続されることとなりました。この場合の海外投資保険のカバーはどうなりますか。

海外投資保険約款に定めるリスクの発生により、1か月以上の事業の休止が生じた場合の損失は、カバーの対象となります。

お問い合わせの新型コロナウイルスの蔓延と地震については、いずれも海外投資保険が不可抗力として定めるリスクに含まれますので、その結果として継続して1か月の事業休止が生じていればカバーの対象となります。新型コロナウイルスと地震のいずれか単独のリスクの発生により1か月以上の事業休止が生じている必要はありません。

Q 5. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、現時点で既に投資先の事業全体が休止の状態ですが、保険契約の保険期間満了に伴い、継続して新たな保険契約の申込み(更新)は可能ですか。また、可能な場合、海外投資保険のカバーはどうなりますか。

保険申込み(更新)の時点で新型コロナウイルスにより既に投資先が事業を休止している場合であっても保険契約の申込みは可能です。そのまま事業再開することなく最終的に新型コロナウイルスの蔓延により保険事故に至る場合は、更新前の保険契約においてカバーの対象となります。更新後の新たな保険契約によるカバーは新規の保険申込みと同じ扱いになりますので、Q 6. をご参照ください。

<これから保険申込をご検討される場合>

Q 6. 新型コロナウイルスの影響により、現時点で投資先の工場の一部が操業停止の状態です。これから新たに海外投資保険を申し込めば、今後新型コロナウイルスの蔓延により事業休止となった場合に発生する損失はカバーされますか。

保険申込時点で既に、あるいは保険申込以降、案件引受審査を経て NEXI が引受の承認をするまでの間に、投資先が事業を休止しているなどの状態になっていなければ、これ

から契約する海外投資保険で、今後新型コロナウイルスの蔓延による事業不能等が生じることによる損失をカバーできる可能性があります。

また、既に投資先が事業の一部ではなく全体が休止している状態で保険契約の締結をご希望の場合は、そのまま事業再開することなく事業の休止が1か月以上継続しても、休止の要因の如何を問わずカバーしない旨の条件を付してお引き受けとなります。

保険申込み以降に事業が再開した場合は、その後に発生した要因（新型コロナウイルスの再度の蔓延を含む）により新たに1か月以上の事業の休止が生じたことによる損失はカバーの対象となりえ、また保険申し込み後に発生した要因、例えば、戦争や内乱などによる事業継続不能、投資先株式の収用又は送金不能の場合は、事業再開の有無に関係なくカバーの対象となりえます。案件の引受に際しては、カバー範囲の一部を制限するなどの条件を付すことがありますので、申込み前に弊社の担当者とよくご相談下さい。

なお、お申込みに際しては、投資先の状態及び投資先の事業休止につながりうる重要な仕入れ先または販売先の状態については、告知をしていただくことが必要です（注2）。

（注2）

告知義務に違反した（損失を受けるおそれにある重要な事実を告げない）場合、弊社は保険契約を解除することがある他、告知義務違反のあった重要な事実に基づいて発生した損失については保険金支払いの対象とはなりません。

その他の保険種を含む個別具体的なご相談につきましては、各営業担当窓口にお問合せください。